

○栃木市広告入り事務用封筒の無償提供に関する取扱要綱

平成28年12月1日

告示第428号

(趣旨)

第1条 この告示は、広告入り事務用封筒（以下「封筒」という。）の無償提供に関して、栃木市広告掲載要綱（平成22年栃木市告示第17号。以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「広告入り事務用封筒」とは、市民、企業、公共団体等への各種通知書の発送を行うために使用する事務用の封筒で、広告が印刷されたものをいう。

(封筒の規格)

第3条 封筒の規格は、次のとおりとする。

- (1) 角形2号
- (2) 角形20号
- (3) 長形3号
- (4) 長形40号
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する規格

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は封筒の裏面の面積の5分の4以内に掲載し、それ以外の部分（表面を含む。）は市長の指示する内容を印刷するものとする。

(無償提供者の募集)

第5条 封筒を無償で提供しようとする者（以下「提供希望者」という。）は、広告入り事務用封筒無償提供申込書（別記様式第1号）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 封筒を無償で提供する者（以下「無償提供者」という。）の募集の方法、募集の期間その他募集について必要な事項は、別に定める。

(無償提供者の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があった場合は、この告示及び別に定める要件に基づき公正に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、掲載要綱第14条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴き、無償提供者を決定するものとする。

3 提供希望者の数が複数ある場合において、前2項の規定による方法により決定できないときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、無償提供者を決定したときは、その結果を無償提供者選定結果通知書（別記様式第2号）により提供希望者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 封筒の使用期間は、1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用期間を変更することができる。

(無償提供者の責務)

第8条 封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集は、無償提供者が行うものとする。

- 2 無償提供者が募集する広告主は、掲載要綱第7条に規定する者のうち、市内に事業所を有する者とする。
- 3 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。
- 4 無償提供者は、封筒に掲載する広告の内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。
- 5 無償提供者は、封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(使用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、封筒の使用を中止することができる。

- (1) 封筒を指定する期日までに納入しないとき。
 - (2) 虚偽の申込みをしたとき。
 - (3) 書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、封筒を使用することが不適切であると市長が判断したとき。
- 2 前項の規定により封筒の使用を中止したことによって無償提供者が被った損害については、市はその賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により使用が中止された場合は、無償提供者は、自己の費用で封筒を回収するとともに、代替品を無償で納入するものとする。

(覚書の締結)

第10条 市は、封筒の無償提供を受けるときは、封筒の無償提供に関して、無償提供者と覚書を取り交わすものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、封筒の無償提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

広告入り事務用封筒無償提供申込書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申 込 者	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	㊟
	電話番号	

広告入り事務用封筒を無償で提供したいので、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

別記様式第2号（第6条関係）

無償提供者選定結果通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付で申込みのあった広告入り事務用封筒の無償提供については、次のとおり決定しましたので、栃木市広告入り事務用封筒の無償提供に関する取扱要綱第6条第4項の規定により通知します。

- 決定区分 提供を受けます
 提供を受けません

（理由 ）

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)